

変更協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団東京巨樹の会（以下「乙」という。）は、令和7年11月4日に締結した「新病院の開設及び運営に関する協定書」を下記のとおり変更する。

記

第5条第2項を次のように改める。

2 前項の土地の取扱いに伴い、乙は、新しい吉祥寺南町コミュニティセンターの建設用地として、乙の所有する次の土地を甲へ貸し付けることとする。

- (1) 所在地（地番） 東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目2360番22、23、34、35、36、39、65、82
- (2) 土地面積 計696.61m²
- (3) 地目 宅地

第5条に次の1項を加える。

3 甲は、本件病院の整備のため、本件病院の来院者向け駐車場として、甲の所有する次の土地を乙へ貸し付けることとする。

- (1) 所在地（地番） 東京都武蔵野市吉祥寺南町四丁目2406番4、2458番61
- (2) 土地面積 計784.57m²
- (3) 地目 宅地

第6条の見出しを「(事業用定期借地権設定契約等の締結)」に改め、同条に次の1項を加える。

5 甲及び乙は、前条第3項の土地については甲を貸主、乙を借主として、民法（明治29年法律第89号）第601条に基づく賃貸借契約を締結するものとする。なお、貸付期間は武蔵野市公有財産管理規則（昭和39年6月武蔵野市規則第16号）第26条第1項第5号に基づき20年間とし、同条第3項に基づき10年間の更新をするものとする。ただし、乙が別途駐車場を確保できた場合、又は甲においてこれに類する特別な事情があった場合は、甲乙協議のうえで貸付期間を短縮することができる。貸付料は、甲が同規則第27条に基づき適正な時価により設定した額とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年8月31日

甲 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
武蔵野市長 小美濃 安弘

乙 東京都品川区東大井6丁目3番22号
社会医療法人社団 東京巨樹の会
理事長 蒲池 健一